

## 福島県防災会議委員に対する事前照会における意見一覧（関連条項順）

通し番号	御意見等	左記の理由	反映状況	備考	関連条項	意見元 委員所属
1	前文 前文「県及び市町村等の行政が取り組む「公助」の取組」を「国、県及び市町村等の行政が取り組む「公助」の取組」に修正してはどうか。		○	御意見を踏まえ、前文「県及び市町村等の行政が取り組む「公助」の取組」を「県、市町村及び国等の行政が取り組む「公助」の取組」に修正しました。	前文	東北地方整備局
2	定義 第2条第14号「要配慮者」の定義については、「高齢者、障がい者、乳幼児、外国人その他の特に配慮を要する者をいう。」とした方が良いのではないのでしょうか。	福島県では外国人住民数が令和5年度12月末に17,783人と過去最多となり県人口に対する外国人住民の割合が初めて1%を超えました。 また、令和6年6月には「技能実習制度」に変わる新たな制度として「育成就労制度」を新設する関連法案が国会で成立するなど、引き続き県内外国人住民の増加が予想されます。このような状況を踏まえると、情報の多言語化だけでなく外国人の特性に配慮した対策が必要となるため、また、地域防災計画と合わせるため。 なお、外国人旅行者についても検討が必要かと思えます。	○	御意見のとおり修正しました。	第2条第14号	県国際課
3	定義 要配慮者の中に外国籍の方も明記してもいいのではないかと。 (DV被害者やストーカー被害者等も要配慮者になると思われるが、その他の特に配慮を要する者に入ると思われるので、特に記載する必要はないのか。)	福島県では県人口が減少している状況であるが、外国籍住民数は増加傾向にあり、昨年末は過去最多約18,000人になっている。 特に郡山市、いわき市は3,300人を超えており、日本語が堪能な方ばかりではないため、要配慮者になるのではないかと。	△	第2条第14号に「外国人」の規定を追加しました。なお、DV被害者やストーカー被害者等については、場合により「その他の特に配慮を要する者」に含まれます。	第2条第14号	いわき ふれあいサポート
4	定義 第二条第14号の要配慮者に既往症者を追加してはどうか。	既往症の方が災害関連死の多くを占めるため。	△	既往症の方については、場合により「その他の特に配慮を要する者」に含まれます。	第2条第14号	東北地方整備局
5	県民の役割 第4条第3号「3 県民は、県、市町村、消防団、…」を「3 県民は、県、市町村、国、消防団、…」に修正してはどうか。		○	御意見のとおり修正しました。	第4条第3項	東北地方整備局
6	事業者の役割 第5条第3号「3 事業者は、県、市町村、消防団、…」→「3 事業者は、県、市町村、国、消防団、…」に修正してはどうか。		○	御意見のとおり修正しました。	第5条第3項	東北地方整備局
7	自主防災組織等の役割 第6条第2号「2 自主防災組織等は、市町村、県、消防団…」→「2 自主防災組織等は、市町村、県、国、消防団…」に修正してはどうか。		○	御意見のとおり修正しました。	第6条第2項	東北地方整備局
8	防災ボランティアの役割 第8条で「防災ボランティアの役割」を定義しているが、発災後から関わる「災害ボランティア」との区別を明確にすべき。	地域の福祉活動を目的とする「災害ボランティア」と平時からの災害に備え活動する「防災ボランティア」では担う役割が明確に異なるため。	×	検討委員会での議論を踏まえ、平常時に防災に取り組むボランティアを含めて防災ボランティアと定義していることから以下のとおり修正しました。 第8条「…被災者の生活再建のために活動する…」を「…被災者の生活再建等のために活動する…」に修正。	第8条	県保健福祉部
9	県の役割 「県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会等の医療関係団体その他の関係者と連携して、災害が発生した場合に必要な医療救護体制を整備する。」ことを記載する必要はないか。	県の役割として、災害が発生した場合を想定して、必要な医療救護体制を整備する必要があるのではないかと。 ・災害拠点病院の充実・医療救護班の体制整備・医薬品等の供給・確保・DMAT、DPAT等の派遣・JMAT等の派遣要請	△	県と医療関係団体の連携が重要であることは言うまでもありませんが、医療県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会は指定地方公共機関であり本条例では、第2条第4号に規定される防災関係機関に含まれます。県と防災関係機関の連携については、第14条に規定のとおりです。	第14条	(一社) 福島県医師会
10	市町村の取組 要配慮者の取組の中で、避難行動要支援者名簿が自主防災組織への提供が円滑になされることが必要なのではないか。	自主防災組織は区内会の役員等で作成されており、担当する役員に適切に提供されなければ、なかなか要支援者の把握が困難なのではないかと。 いわき市では双葉8町村の方々が避難状態にあり、いわき市ではその方々の要支援者等の情報が全くない。 DV被害者で高齢で障害を持っていらっしゃる方の一時避難支援に関わったことがあったが、いわき市ではその方の情報がないことから、いわき市での関りが出来ないと居住担当地区から言われたことがあり、その方の居住町村役場の福祉課の職員と直接やり取りをするようになったケースがあった。 災害が起きた時にその方のような状況の方を支援するには居住町村との連携が必須となるのではないかと。	×	避難行動要支援者名簿情報の提供については、災害対策基本法第49条の11に規定されており、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において市町村長は、本人の同意なく避難支援等関係者（自主防災組織を含む）に提供することができます。一方、平常時においても市町村長は、避難支援等関係者に対し名簿情報を提供するものとされています。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、提供できないものとされています。平常時に名簿情報を避難支援等関係者へ提供するためには、避難行動要支援者に対して制度の概要・必要性について丁寧な説明等が必要であると考えます。 名簿情報の他の市町村への提供については、名簿を作成した市町村の地域防災計画の定めによります。	第58条 第1項第4号	いわき ふれあいサポート
11	市町村の取組 第58条第2項について、「連携した物資の調達体制の構築に努めるものとする」を「連携した物資の調達体制及び輸送体制の構築に努めるものとする」に修正してはどうか。	能登半島地震において、基礎自治体での緊急物資輸送について、運送事業者との協定締結をした自治体では、速やかに避難所等まで緊急輸送が実施された一方で、協定締結をしていなかった自治体では、初動対応に遅れが発生したことから、平時において運送事業者との協定締結を推奨する条例とした方が良いと考えます。	○	御意見を踏まえ、第58条第2項「…連携した物資の調達体制の構築に努めるものとする」を「…連携した物資の調達及び供給の体制構築に努めるものとする」に修正しました。	第58条第2項	東北運輸局
12	県の取組 第62条第8号について、「連携した物資の調達体制を構築すること」を「連携した物資の調達体制及び輸送体制を構築すること」に修正してはどうか。	能登半島地震において、基礎自治体での緊急物資輸送について、運送事業者との協定締結をした自治体では、速やかに避難所等まで緊急輸送が実施された一方で、協定締結をしていなかった自治体では、初動対応に遅れが発生したことから、平時において運送事業者との協定締結を推奨する条例とした方が良いと考えます。	○	御意見を踏まえ、第62条第8号「…連携した物資の調達体制を構築すること。」を「…連携した物資の調達及び供給の体制構築すること。」に修正しました。	第62条 第1項第8号	東北運輸局
13	社会福祉協議会に関する規定 第10条等で示す「社会福祉協議会」は「福島県社会福祉協議会」と表記すべき。 (第1条、第39条、第43条、第58条、第60条、第62条、第65条にも「社会福祉協議会」の表記あり。)	「社会福祉協議会」のみの記載だと市町村社会福祉協議会も含まれるため。(市町村社会福祉協議会は各市町村の所管となるため、調整が必要と考える。)	×	防災の取組においては、県社会福祉協議会のみならず、市町村社会福祉協議会も地域防災の主体として期待されるため現行のままとします。	全体	県保健福祉部